

## 人に「嫌われる」方法 — 蓑田胸喜に学ぶ。

通説によれば、「天皇機関説」攻撃の口火を切ったのは、1935年（昭和10）2月18日の貴族院における菊池武夫の質問である。もちろん間違っていないのだが、実はその前年の昭和9年2月7日にも、菊池は美濃部の「憲法提要」と申しますか、その他」の著作に見られる「天皇機関説」を「我国国体に反するが如き」と非難していた。昭和8年に蓑田が「學術維新原理」で「美濃部博士「憲法提要」の方法論的「俗論」と詭弁詐術的国体変革思想」で「天皇機関説」批判をしていたことと無関係ではないだろう。ただ、この時の矛先は雑誌「現代」に掲載された商工大臣・中島久萬吉の論考「足利尊氏」に向けられていたため、直接的な質疑の対象とならなかった。

議会（国会）の場で最初に「天皇機関説」が槍玉に上がったのは、菊池質問の前日、昭和10年2月7日、江藤源九郎が美濃部の「逐条憲法精義」発禁を内務省に要求し、「国体紊乱思想」の野放しを糾す質疑を行った。貴族院本会議ではなく、衆議院予算委員（会）第二分科（会）だった。答弁に立った文部大臣・後藤文夫は「今御指摘なされたことで私は初めて承知致したような訳」であるから「何とも私判断をして御答は致し兼ねる」と身を隠した。翌2月8日、「都新聞」に「発売禁止論問題視せず」との「内務省当局の見解」が載ったが、9日の内務省答弁は「未決定」だった。ただし前日の新聞報道は否定されなかった。

ここに於いて声を上げたのが、我がが蓑田胸喜である。蓑田は11日の『日本新聞』で、この期に及んで発売を禁止できないというのなら、糾弾の対象は内務大臣・後藤文夫になるだろうと不気味に予告してみせた。さらに16日、「再び内務当局に警告す」の稿を寄せ、内務省刑罰局長と図書課長から美濃部の憲法論は帝国憲法の原理に反する証言を得たと発表した（『日本新聞』）。

貴族院での菊池の発言（2月18日）は、このようなオープニング・パフォーマンスを経て登場したのである。

蓑田胸喜と師匠格の三井甲之は、『日本新聞』紙上で反美濃部・天皇機関説の論陣を張った。

2月22日、蓑田は「重大問題」は総理大臣・岡田啓介の答弁だ。ロンドン条約締結当時の態度そのままの、「不臣不忠の詐術悖逆言辞」であると相変わらずの調子で罵倒した。

翌23日、三井は岡田首相の「用語に穏当ならざる」ところはあるが国体観念に於ては違っておらず」したがって「全体を通読しますと国体の観念に於て誤りないと信じております」の答弁に狙いを定めた。「用語に穏当ならざるところ」が問題の本質なのだ。不穏当なる「機関」の用語こそが、美濃部の一貫した精神性を表している。用語は不穏当でも全体は間違っていないなどは妄言の極み、未曾有のナンセンスだ。この岡田は如く明白に美濃部の憲法論を肯定した例は、歴代首相中絶無だときき下ろし、前海軍大臣の岡田首相はロンドン条約批准の悪因「統帥権干犯の

札付き美濃部の凶学思想の支持弁護者」であると罵った。

美濃部達吉の「一身上の弁明」（2月25日）は、この流れの中で行われたのだ。蓑田の著作を導火線に、議会の質疑で小爆発を繰り返しながら、蓑田や三井が火薬をつぎ足し、蓑田らの狙いどおり美濃部の「弁明」で大爆発を起こしたのである。

いや、蓑田や三井の先の攻撃的文章の内容からすれば、昭和5年のロンドン海軍軍縮会議から導火線は引かれていたのだ。この会議で海外列強国と妥協した政府は、海軍の反対を押し切って条約を締結し、枢密院の反対も抑え込んで批准させた。美濃部が余計な入れ知恵したからだ。条約の批准は枢密院の権限だが、その枢密院の定員を決めるのは政府だなどと、「天皇機関説」は「統帥権干犯問題」とパラフレーズであり、「機関」は「干犯」と同義であったのだ。

蓑田らは「天皇を機関車呼びわりするとは何ごとか」と無闇にがなりたてていたのではない。法律用語としての定義が何であれ、美濃部が「機関」という語を用いる精神性が許せなかったのである。そのような「弁明」精神だからこそ、「天皇は親に責任を任じ給ふものでないから国務大臣の進言に基づかずして単独に大権を行はせらるゝことは憲法上不可能である」（『逐条憲法精義』）と「統帥権干犯」を容認してしまうのだ。「統帥」は不可侵の「大権」であって、「責任」などというものと相互依存関係に置かれるようなものではない。かりに統帥権が責任を伴うものであるなら、その責任は皇祖皇宗の神霊に対するもので、議会や臣民への責任に任じられるものではない。蓑田や三井ら美濃部の敵対者にとっては、それが「公理」なのである。美濃部の学説（憲法解釈）において「統帥権干犯問題」と「天皇機関説」とがびったり重なっていた以上、たかが美濃部の一身上の（個人的な）弁明ごときで済ませてしまえるものではなかったのである。

さらには、学者の矜持であったかもしれないが、この日の美濃部の口調は尊大で、無知蒙昧な輩に憲法論の初歩を教えるやろ的な上から目線の「弁明」が「天皇機関説事件」の火に油を注ぐ結果となって、議会の内外で一層激しい「天皇機関説」排撃論が吹き荒れることになる。たとえば、本稿の最初に登場した衆議院の江藤源九郎は、2月28日に東京地方裁判所に美濃部を「不敬罪」で告発している。

この江藤という代議士は、維新十傑の一人・江藤新平の甥で、生まれは東京だが奈良で育ち軍人となった。陸軍少将で予備役に入り、昭和7年に衆議院議員となった。国会における「天皇機関説」への攻撃は、奈良県選出の代議士によって始まったのである。

次回は江藤の告発状の成り行きを中心に、悪口に満ちたさまざまな天皇機関説撲滅論を見ていこう。